

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和4(2022)年1月19日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「今年の岩手県警察署協議会連絡会は、新型コロナウイルス感染防止のため、県内16協議会を3グループに分割して順次開催され、私は昨日、Aグループに参加した。Aグループのテーマは『今後の警察活動のあり方』で、参加署は盛岡東、岩手、紫波、遠野、岩泉の計5署の協議会であった。各協議会の諮問について、盛岡東署は『警察の災害警備活動について』であったが、他の4署はどちらかというと、コロナ禍の中、どのように警察の活動を地域住民に見せ、知らせ、安全・安心を守っていくかに関する諮問であった。また、直接的な活動が制限される中、警察がどのように情報発信をしていくべきかが、大きな課題とされていた。盛岡東署協議会では、昨年発生した静岡県熱海市の土石流災害を例に、盛岡東警察署の管内で災害が発生した場合の対処について、委員からそれぞれ回答を集約して効率的に発表していた。防災看板や避難経路図の設置要望があり、警察署では早速、県や市に要請したとの話だった。また、関係機関、例えば消防署や自衛隊のドローンあるいは衛星電話という機能を用いた、迅速な情報伝達に関する意見があり、それも警察署から各機関に協力を依頼したとの紹介があった。自分たちでできること、行政に要請することもさることながら、それぞれの機関が持つ得意分野を連携させ、いざという時に効果的に使うことが大事であるという話があった。岩手警察署からは、コロナ禍で安全情報の共有伝達も困難な中だが、『多人数は駄目でも、少人数のところに警察が参加して情報を発信してほしい。』との意見があったという。岩手警察署では、管内の市町で『サロン』と呼ばれる、高齢者を集めた少人数の会があるそうだが、そういうところに警察官が参加したり、ミニ広報紙を活用しているとのこと。また、『デジタルサイネージ』を病院の待合室に設置して情報を伝達する事例が紹介された。一方、サロンのような会に参加しない人達にどうやって情報を伝えることができるかが、課題だとも述べていた。紫波署協議会も同様に情報に関する発表であった。矢巾町は、コロナ禍のために回覧板を中止したとのことであり、回覧で周知していた警察の広報も回っていかず、情報が届かない不安が非常にあるとの意見があった。一方、紫波町ではこれまで、4つの駐在所がミニ広報紙を持ち回りで発行していたが、地元の話を取り上げにくく内容が画一的になっていた。そこで、各駐在所がそれぞれミニ広報紙を作成

して、小さな地域の情報や問題を取り上げるようにしたところ、広報紙が各戸に行き渡り、地域住民も関心を持って見るようになったという。なお、紫波警察署が特殊詐欺被害防止用DVDを作成し、紫波町と矢巾町の町長がそれぞれ主演する2パターンのドラマを作ったとの発表もあった。遠野署協議会からは、遠野地区が県内で最も高齢化が進む地域であることから、高齢者に情報を伝えるために警察署では民生児童委員を活用しているとのことだった。事細かに各家庭の事情を知る民生児童委員の会合に警察が参加し、情報がある程度共有して、その情報を元にきめ細やかに巡回連絡をするという話があった。また、遠野市内では事細かな情報が様々と防災無線で流れており、そういう意味でも、情報は地域に広く流れていると思うという発表だった。岩泉署協議会からは、協議会を座談会形式で行ったという話があった。その中で、岩手署協議会の小さな集団と同じであるが、井戸端会議的な小さな集まりに警察が参加し情報を提供する取組が進められたとのことだった。また、岩泉警察署では若手警察官に安全講話を行わせているという。若い警察官が一生懸命、事件事故防止のために講話をする姿を見て、地域の皆さんから、若手を育ててあげたい気持ちになったという意見もあったとのことだった。今回は久しぶりに各署協議会の皆さんと対面できた。リモートに比べて無駄もあるかもしれないが、人と人が会って話をすることはとても大切なことで、安心にもつながると思った。また、会議ではパトカーや、制服を着た警察官が地道に活動する姿を目にすることが多ければ多いほど安心するという話もあり、警察が側にいること、活動していることが伝わるのが一番、地域の安全・安心につながるのだと思った。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 第3四半期における監察の実施結果について

警察本部から、「令和3年10月7日から11月25日までの間、10警察署を対象とする業務・サービス監察を実施した。これで年度内に16警察署に対する業務・サービス監察を全て終了した。実施結果について、いずれの警察署においても指摘・指導事項はなかった。良好と認められる事項については、署員が閲覧できる『自己紹介カード』を作成したり、卓上に座右の銘を記載した名札を置くなどして、職員間の相互認識やコミュニケーション向上を図る取組を行っている署、ハラスメントの有無や嫌な上司、気持ちよく働くことができる職場環境について無記名アンケートを実施し、その結果を共有することで、勤務環境の向上を図っている署等、各署ともコロナ禍によって署員間の交流を図る取組が制限される中で、様々な工夫を凝らした施策が講じられていることを確認した。また、公安委員にも出席いただいた、警察署員との座談会における各委員のコメントを取りまとめ、全所属に対し、教養資料として発出している。次に、交番・駐在所を対象とした業務監察は、12月中旬に3交番5駐在所を対象に、勤務員の服装や携行品等装着状況、拳銃及び無線機の保管状況等を監察項目として、抜き打ちで実施した。概ね規定どおりに実施されていたものの、装備資機材の点検の不備等について、指導を行っている。なお、指導事項については直ちに、各署とも是正措置を図った旨の報告を受けているほか、実施結果について全署に情報共有し、署員への指導の参考とさせている。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「良好と認められる事項の中で、職員間相互での話し合い、グループでの検討会など、コミュニケーションを図ろうとしているところは良いと思った。各署の座談会に参加した時など、ああいう場で、それぞれが思うことを話すということの価値を凄く感じる。『飲みニケーション』ができない時勢だが、飲まなくても自分が考えていることを語る可以保证を確保することは、非違事案防止のための意識を醸成するために、とても効果的なのではないか。座談会に限らず、場を変え、人を変え、話し合っていくことができる環境を作ることで、職場の雰囲気、風通しを良くしていくのではないかと強く感じた。今度警察学校を卒業する若い警察官たちを含めて、語る可以保证を設定することが良いと思っている。」

「いかに、職員間の相互認識やコミュニケーションに腐心しているのかがよく分かる。他の組織でも非常に参考となると思う。」

【生活安全部議題】

○ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3に基づく診断を行う医師の指定及び告示について

警察本部から、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき、欠格事由とされる病気に該当していないかどうか診断を行う医師について、都道府県公安委員会が指定することとされている。指定医の任期は3年であり、前回は平成31年2月に指定しており今次任期満了となることから、新たに指定を行うものである。指定する医師の要件は、『精神傷害等』の診断は精神保健指定医、『てんかん』の診断は日本てんかん学会認定医又はこれに準ずる医師、『認知症』の診断は日本老年精神医学会又は日本認知症学会の専門医とされており、それぞれの要件に該当する新任2名を含む計8名の医師を、岩手県医師会から推薦していただいたことから、指定することとしたい。指定後は、その医師の氏名、勤務する病院の名称と所在地、診断の対象者等を告示する。なお、指定医の受診を受けるための受診命令は、当県ではこれまで2件実施している。」旨の説明があり、決裁した。

【刑事部議題】

○ 専決事務処理状況（令和3年10月～12月）について

警察本部から、「令和3年10月から12月における、暴力団対策法に基づく責任者講習の実施状況を報告する。月別実施状況について、第3四半期は合計11回の講習を開催し、選任時講習を206名、定期講習を90名、合計296名が受講している。11回中2回は、県の新型コロナウイルス非常事態宣言により、会場となる施設の閉鎖等で9月から延期されたものを開催した。前年同期比で、開催回数の増減はないが、受講者数が155人減少している。要因としては、元々計画上の予定受講者数が昨年同期比で少ないことによるものである。業種別受講者数は、21業種の事業所の責任者が受講しており、選任時講習、定期講習ともに小売業の数が多くなった。本年度の定期講習対象業種は小売業、具体的には自動車販売業とガソリンスタンドの事業者が主な対象となっている。選任時講習では銀行業、その他サービスに分類される郵便業、市町村機関が30人を超えて受講している。施行後の年度別受講者総数として、責任者講習を定める暴対法が施行された、平成4年以降の受講者の総

数は、選任時講習受講者が1万4,632名、定期講習受講者が9,177名、臨時講習受講者43名の、合計2万3,852名となった。今後とも、暴追センターと連携しながら、業界の方々が暴力団等による不当要求被害に遭わないよう、取り組んで参りたい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「暴力団対策法に基づく責任者の設置は、義務なのか。」

→本部発言

「あくまで努力義務であり、選任しなければ違反になるものではない。努力義務に基づき各企業団体が選任した責任者に対し、講習を行っている。」

《 委員発言 》

「任意で選任した責任者を届けば、講習の案内が来るという仕組みか。」

→本部発言

「本業務は岩手県暴力団追放推進センターに委託しており、同センターから各団体、事業者へ通知が届く。」

【交通部議題】

○ 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部改正について

警察本部から、「今次改正の概要は、銃砲刀剣類所持等取締法関係では、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例で定める許可証書換手数料について、同政令と同額に改定する。また、道路交通法関係では、道路交通法の一部改正及び施行に伴い、道路交通法施行令が一部改正され令和4年5月13日に施行されることから、同条例で定める手数料のうち施行令において改正される手数料について、新設、廃止及び施行令と同額に改定するとともに、所要の整備をするものである。条例の施行日であるが、銃砲刀剣類所持等取締法関係の事務手数料については、令和4年4月1日、道路交通法関係の事務手数料については、令和4年5月13日とする。改正の内容として、銃砲刀剣類所持等取締法関係は、『許可証書換手数料』の減額1件のみである。道路交通法関係では、指定試験機関等が処理する事務の追加は、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる『若年運転者講習』の1件、手数料の新たな区分は『運転技能検査手数料』以下6件、手数料事務内容の変更と増額は『認知機能検査手数料』以下2件、手数料事務内容の変更は『限定解除審査手数料』等3件、手数料の廃止は『75歳未満の高齢者講習手数料』等10件である。なお、道路交通法関係の事務については細かく分かれていた事務を簡略化するものであり、手数料もそれに伴い改正されたものである。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「話を聞いただけでは分かりづらいが、事務が統合され簡略化されたことは分かった。しかし、一般の方では『運転技能検査を要する方』と『要しない方』など、『自分はどっちなんだ』と混乱する方はおそらく出てくると思う。手数料の改定自体は何も問題はないと思う。」

【警備部議題】

○ 「ぎんが」の運行開始について

警察本部から、「県警察の新型ヘリコプター、運用呼称『ぎんが』は、スバルベル412E PXという最新の中型機で、同型機の配備は岩手県警察が国内初となる。退役した『航空いわて』と比較して、座席は5席増えたほか、航続時間が50分、航続距離が150km、それぞれ性能が大きく向上している。令和3年3月、宇都宮飛行場において『ぎんが』を領収し、同年12月までの間、同所で装備取付工事及び点検整備、操縦士及び整備士の研修を実施してきており、昨年12月下旬、花巻空港に配備された。運航開始日は1月25日を予定しており、同月27日の午後、報道機関に公開予定である。」旨の報告があった。

【その他】

警察本部から、1月16日未明に当県沿岸に発令された津波注意報・警報への対応状況について、報告があった。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 警察学校

初任科第96期長期課程卒業式における公安委員会委員長祝辞（案）についての説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令実施報告（2件）

○ 総務課

県警最新型ヘリコプター「ぎんが」本格運用に伴う公安委員会視察の実施についての報告

県下警察署長会議における公安委員会委員長挨拶（案）についての説明、決裁